

# 日本におけるJSL話者の理想と現実

## —海外日本語教師の視点から

海外日本語教育学会

2022年3月12日

星亨

## 0 はじめに

今日ここでお話しさせていただくのは、発表というより、「みんなで考えましょう」という呼びかけです。私のお話から、新たな議論や、論考や、実践が生まれると良いなと思います。繰り返しますが、これからお話しするのは私の実践報告でも研究発表でもありません。今の日本で起こっている、日本語教育をめぐる出来事を私なりに考えてみて、こんなことをもっと、皆さんも一緒に考えたらいいんじゃないか、という提言というか、皆さん方への呼びかけです。もちろん私個人の主観の強い部分もあると思いますので、反対意見もあると思いますし、私の認識不足と思われる部分もあると思います。そこは皆さんからどんどんご意見を出していただければいいですし、私の認識の不足していると思われることは、事情にもっと詳しい方からご指摘いただければいいと思います。とにかく、これからお話しすることがきっかけになって、この集まりの中で議論がどんどん生まれたり、会としての活動、実践のヒントになったり、あるいは新たな研究の始まりに繋がったりすればいいなと思います。

## 0 はじめに

ついでに言うと、今日の第3部で「海外日本語教育学会フォーラム」の立ち上げについてのご報告を、三原さんと一緒にいたしますが、私のお話から出てくる様々なご意見や、ご批判や、ご提案なども、そのフォーラムという場を利用して、活発に議論されていければいいかなと、ちょっぴり我田引水的な発言ですが、申し添えておきます。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

まず、ここ数年の日本語教育をめぐる動きをおさらいして、それについての私なりの思いを述べさせていただきます。ただし、それぞれの法制や施策についての厳密な評価、批判が今日の目的ではないので、これらについての細かな考察はここではしません。これらの問題については、すでに多方面から様々な考察がなされていますので、ご関心のある向きはインターネット等で検索してご覧になることをお勧めします。

一点だけ確認しておきたいのは、そもそもこうした動きが起こったのは、日本社会の少子高齢化、労働力不足対策としてのトップダウンの政策であることは間違いないということです。外国人材をいかに多く受け入れ、いかに日本にとどめ、かつ、いかに問題を起こさせないようにするか。いわば、「外国にルーツを持つ労働力」の囲い込みと管理が中心的な目的で、けっして海外からやってくる新たな住民への手厚いおもてなしが本来の目的ではないのではないかという印象があります。これで、日本社会の多文化化が本当に始まるのでしょうか。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

「骨太の方針」(2018)

「改正入管法」「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2019)

→外国人労働者受け入れ

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は、前年に出された「骨太の方針」を受けた閣議決定で、「外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動」、「生活者としての外国人に対する支援」、「外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組」、「新たな在留管理体制の構築」の四つの柱を設け、計126の施策が予算化されている。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

「改正入管法」「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2019）  
→外国人労働者受け入れ

日本の外国人労働者受け入れの最大の問題は、「フロントドア」だけでなく、留学生や技能実習生のような「サイドドア」「バックドア」から受け入れていたところでは、改正入管法は、それを適正化したことは評価できますが、内容はあまりにも不十分です。まず、受け入れ枠の上限はなく、人権上の問題も多い技能実習生を廃止せずに、実習生が新しい在留資格に移行することを想定しています。中間団体や雇用主による中間搾取や、送り出し国のブローカー対策も不十分です。いまのままでは、外国人が多額の借金を背負って来日する状況は変わりません。（外国人労働者の問題に詳しい、指宿昭一弁護士）

<みんなのニッポン?>2019.2月

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

「改正入管法」「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2019)

→外国人労働者受け入れ→移民ではない移民政策の矛盾

改正入管法で設けられた新在留資格「特定技能2号」取得者は、在留期間の制限がなくまた家族の帯同も認められる点で、実質、移民と変わらない。今後、そこを突破口として外国人が流入するのみならず、政府も公的に移民導入を認めざるを得ない方向に傾いていく可能性は決して小さくなく。しかも、それはそう遠いことではないものと思われる。  
(丸山敬介2019)

国は「移民政策はとらない」と言いますが、現に移民がいて、問題に直面しているということに正面から向き合わない限り、実のある支援はできないでしょう。

国が示す共生策には不安があります。例えば、全国各地に設置される「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮称)」。外国人の生活全般の相談に乗る組織とされますが、運用は自治体に丸投げの状態です。その司令塔を入国管理局がやる場合、外国人を管理・監督する側面が強い組織に実効性のある救済ができるのかも疑問です。(移住者と連帯する全国ネットワーク・鳥井一平代表理事)

朝日新聞デジタル<みんなのニッポン?>2019.2

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

「改正入管法」「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2019)

もとをただせば少子高齢化による人口減少そしてそこから引き起こされた労働力不足・社会の活力不足を補うものであるとすれば、そもそもが日本側の都合でことが進んでいることに他ならない。(中略)

もちろん、来日する外国人側にも母国では自分にも家族にも未来が描けない、その夢を日本に賭けてみるという事情・自らの意志があろう。そうして両者の思惑が一致し、外国人が定住し労働し就学する。日本社会も生活基盤の弱い彼らを支援するのみならず同じ土地に暮らす住民としてともにこれからを生きていこうという発想を得、その実現に努めるようになった。(中略)

多文化共生ということばは耳にも口にもやさしく、その斬新さ・健全さ・建設性に容易に魅せられてしまうが、そういう意味で日本の国益と直接結びつく側面を濃厚に持っていることを認識しておく必要がある。(中略)  
(労働者を呼んだが)「来たのは人間だった」という50年以上前のスイスの反省と教訓を今こそ我々のものとし、こちらの都合を明確に認識した上での器作りと多文化共生のあり方・方向性を考えてみなければいけない……。3Kを担う外国人とその恩恵をこうむって高度情報社会に暮らす日本人などという社会の構図をもって多文化共生などとしてはならない。(丸山敬介2019)



# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

日本語教育推進法

# 「日本語教育の推進に関する法律」の概要

## ○「日本語教育の推進に関する法律」の趣旨、目的等

### 【背景と趣旨】

- ・今後も外国人の増加の見込み
- ・外国人が社会から孤立しないよう、**社会の一員として受け入れ、日本語を習得できるようにすることが極めて重要**
- ・外国人が日本社会で生活していく上で必要な日本語を身に付け、**教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通できる環境整備が必要**

「**日本語教育の推進に関する法律**」の成立（令和元年6月28日 公布・施行）

### 【目的（第1条）】

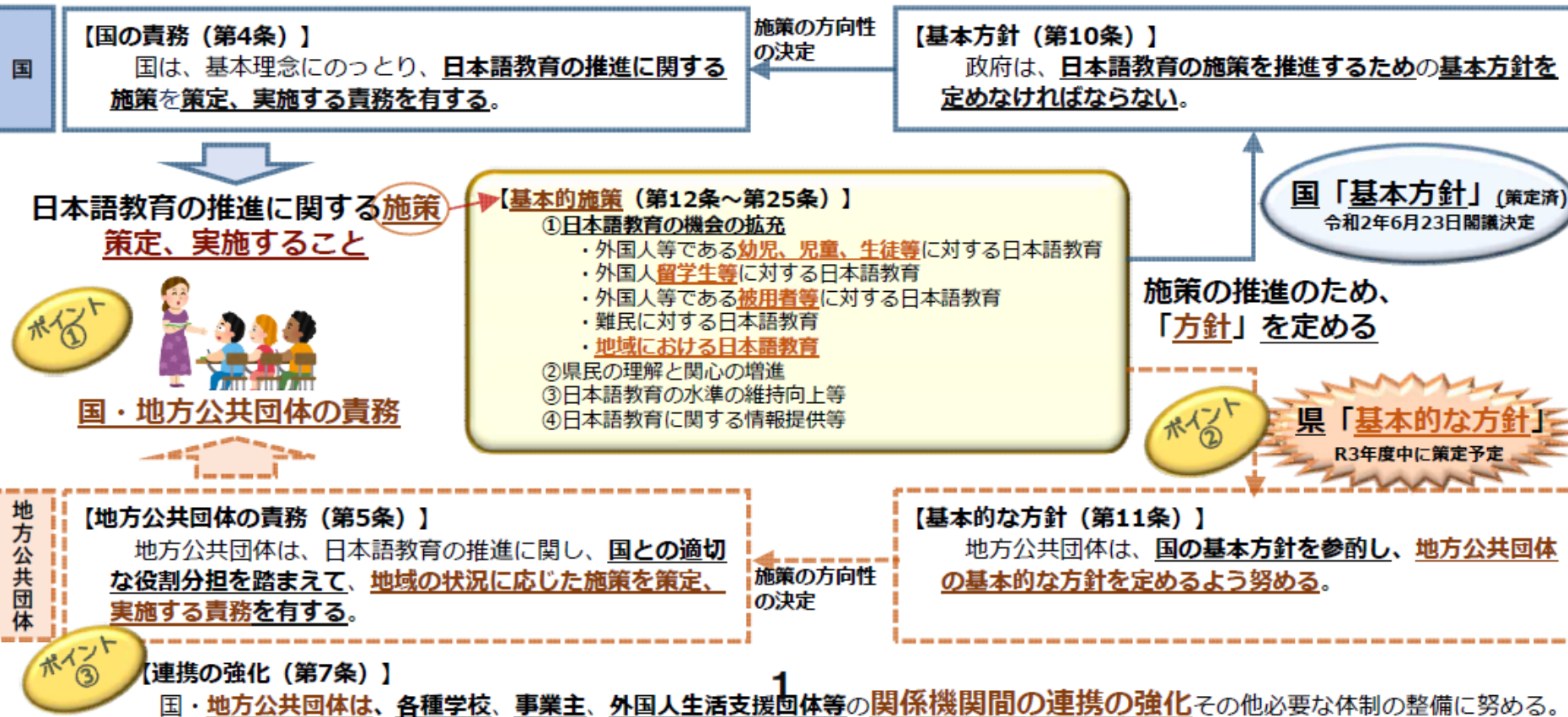
- ・多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現
- ・諸外国との交流の促進
- ・友好関係の維持発展に寄与



### 【定義（第2条）】

「日本語教育」とは、**外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動**

## ○国・地方公共団体の責務等



# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

### 3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等  
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等  
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備  
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し  
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 2 国民の理解と関心の増進

### 3 日本語教育の水準の維持向上等

#### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

#### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

### 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価の枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、  
「JF日本語教育スタンダード」の策定、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

### 5 日本語

「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月文化審議会国語分科会）  
で提言された日本語教師の資格制度の枠組み、制度の実施に関連する事項の詳細

### 6 日本語

資格創設にあたり日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関する法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度

→文化庁において有識者会議を設置し、令和2年7月より検討を開始。

## 第3章

### 1 推進体制

### 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

日本語教育推進法 日本語教育の水準の維持向上

- ・内外の教師の養成と研修
- ・国が教師の資格の仕組みを整備する施策を講ずる
- ・国が日本語教育機関に関する制度を整備する

疑問点：

1. 日本語教育の水準＝日本語教育の質？
2. そもそも、どのような日本語教育を想定しているのかの議論なしに水準云々は言えるか？
3. 「日本語教育の水準の向上」は、日本語教師資格の厳格化と日本語教育機関の認定の厳格化でなしとげられるものなのか。
4. 出入国在留管理上問題のある学校を排除する目的？

「結果的に推進法が規制・管理の側面を持っていることには違いない」（丸山敬介2019）

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

## 日本語教育推進法 日本語教育の水準の維持向上

### 疑問点つづき:

5. 日本語教師が国家資格を持ったら、国や自治体や企業による、安定した収入の得られる雇用が促進されるのだろうか。非正規雇用の日本語教師が国家資格を持つことで即正規雇用へ切り替えられるのだろうか。彼らが資格を取った後の就職口は確保されるのだろうか。資格教師にはそれなりの専門報酬が約束されるのか？

6. 逆に、日本語教師へのハードルが高くなることで、圧倒的に不足している日本語教師の減少に拍車がかかったりする懸念はないのか。「日本語教師の質は上がりました。でも、教師はいません」では見事な本末転倒である。

7. いずれにしても、国家資格を持ったごく少数の質の高い日本語専門家が、地域コーディネーターや総括コーディネーターとして派遣されるであろうことは理解できるが、それ以外に、地域の日本語指導、支援を担ってきたボランティアたちには、この「日本語教師の水準の向上」とは一体どのような恩恵をもたらすのだろうか。

8. 学校教員としての日本語教員を制度化し、その養成や認定が目的なら歓迎できるが・・・。  
(科目と日本語を同時に教えられる教員も登場すればさらに良い)

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

## 日本語教育推進法 日本語教育の水準の維持向上

80年代から取りざたされる日本語教師の待遇の悪さが背景にありその改善を図ろうというねらいもあるものと思われる。ところが、具体的に検討していくとさまざまな課題が浮き彫りになってくる。例えば日本語教師を現行の教員免許の一つに加えるなどすれば一気に質の向上・待遇改善が図られるかもしれないが、公教育以外の現場の教師はどうするのか、国内の日本語教育の大きな一角を占める日本語学校の教師にもその取得を求めるのか、求めるとすれば日本語学校の社会的位置付けはどうなるのか、途上国出身者の多い日本語学校でいかにして公教育の教師並みの金銭的手当を行うのか…。推進法が教師の資格制度整備をも掲げたこと自体は高く評価するが、教える能力のみならず社会的地位も視野に入れての実現となるとかなりの議論が求められる。(丸山敬介2019)



## 第2章 日本語教育の推進に関する事項

### 2 国民の理解と関心の増進

### 3 日本語教育の水準の維持向上等

#### (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

#### (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

### 4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

### 5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

### 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

### 1 推進体制

### 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

## 日本語教育推進法 日本語教育の参照枠とCanDo

### 「日本語教育の参照枠」の概要

**「日本語教育の参照枠」とは**  
 CEFRL (ヨーロッパ言語共通参照枠) を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかに、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み、文化圏語学国際分科会日本語教育分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめたことにより、活用するための手引き等や「生活Can-do」発作作成予定。

**・ CEFRLとは**  
 ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR: Common European Framework of Reference for Languages) は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発された2001年に公開された。現在では40以上の言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する標準にもなるため、国境を越えた枠を超えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

**「日本語教育の参照枠」**

1. 「日本語教育の参照枠」全体像

2. 日本語能力評価について

- 日本語教育の推進法における言語教育に関する学習者の理念
- 生活にわたる多様な学習の場
- 学習の目的に応じた多様な評価手段の提示と活用促進
- 評価基準と評価手段の透明性の確保
- 日本語教育の参照枠に基づいた日本語能力評価の考え方や事例
- 日本語能力の判定試験「日本語教育の参照枠」に対応した評価表示方法
- 社会ニーズに応じた適切な日本語能力判定のあり方について

**全体的な尺度 (指標)**  
 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達して高度な日本語能力を有する者	C2	聞いたか、読んだかほぼ全ての内容を容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、詳細に複雑な状況でも柔軟に意味の違い、区別を表現できる。
熟達して中程度の日本語能力を有する者	C1	いろいろな種類の幅広い内容のかなり長いテキストを理解することができる。言葉を推測できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学術的、職業上の目的に基いた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いがある。
自立して中程度の日本語能力を有する者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。起意に裏打ちしないで熟達した日本語話者とやり取りができる(流ちょうかつ自然である)。
	B1	仕事、学校、娯楽など人出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で対応し得た。簡単なリスニングテキストを作ることができる。
基礎段階の高級学習者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直感的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単な日常的な管理なら、身近で日常の事柄についての情報の取に及ぶことができる。
	A1	具体的な状況を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しを理解し、用いることもできる。もし指示がゆっくり、はっきりと話して、受け取らなければならぬ簡単なやり取りをすることができる。

**5つの言語活動**  
 (言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと      読むこと

話すこと (やり取り)      話すこと (発表)      書くこと

**期待される効果**

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより**国や教育機関を越えて継続して適切な日本語教育**を受けられることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文 (Can-do) が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的なかつ効果的な教育・評価が可能になる。**
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づいた評価が可能となり、試験等の適用性が高まる。**
- 適切な日本語能力基準の在り方が示されたことにより**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

## 日本語教育推進法 日本語教育の参照枠とCanDo

### 参照枠言語教育観の柱

#### 1. 日本語学習者を社会的存在と捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

#### 2. 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

#### 3. 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

「日本語教育の参照枠報告」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

日本語教育推進法 日本語教育の参照枠とCanDo

参照枠開発の背景(「現状」と「課題」):

1. 現存する「日本語能力の判定試験」には、標準的な統一された判定基準やレベルや指標がない、または不十分・入国要件等に必要とする国としての統一的な指標は策定されていない
2. 外国人を雇用する経済界、産業界が採用条件として参考にできる指標が整備されていない
3. 外国人を雇用する企業等が日本語能力の判定に必要な試験を選びにくい
4. 多様な言語活動を行う人の日本語能力について、適切な判定がなされていない

「日本語教育の参照枠報告」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)

ちなみに、改正入管法では、在留資格「特定技能」取得に際しては、CEFRのA2相当の日本語能力が要件とされている。また、令和元年8月に法務省告示をもって定める日本語教育機関に対する抹消基準として、課程修了者の7割以上が3年連続でCEFRのA2相当以上の日本語能力を習得できない場合との規定があり、参照枠の開発を待たずして、CEFRの基準が用いられている。(ちなみに某日本語学校がCEFRのA2をどうやって判定すべきかを入管に問い合わせたところ「JLPTのN4相当」との答えが返ってきました(笑))。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

## 日本語教育推進法 日本語教育の参照枠とCanDo

「参照枠」や「生活Can-do」が、JSL話者にとってもそれを運用する日本人にとっても、ややトップダウンで作られていると感じてしまうのは私だけでしょうか。参照枠に準じたシラバス自体に反対するつもりはないですが、どのようにこれを利用するかという方法論がもっと論じられるべきではないでしょうか。Can-doはもともと”I can do”（私はこれができるという自己評価のための指標）であるはずですが、can-doに基づいたシラバスというのは、You can do（このフレーズを覚えれば、これができるよ）というニュアンスになるおそれもあります。①こういう場面で、②こういう言語行動をとれば、③これこれが達成できる…と言われればそう信じてしまいますが、本当にそうでしょうか。社会における様々なタスクの達成には、本来、多様な言語/非言語行動が関わってくるはずで、それをたった一つのパターン化した言語行動に単一化してしまう①+②=③という安易な計算式しか持たないとなると、言語行動をあまりにもマニュアル化してしまうのではないのでしょうか。「言語教育観の柱」の(3)「多様な日本語使用を尊重する」との矛盾を強く感じます。

さらに、変則的な要素がそこに関与した場合に対応できない、つまり、Can-doシラバスで学んだ日本語を使っても、Can-doではないという事態も起こり得るでしょう。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

## 日本語教育推進法 日本語教育の参照枠とCanDo

日本語教育の参照枠から生み出されたCan-doシラバスは、あくまで、初期指導のサバイバル的な生活技術の指南書としては有効なツールなのかもしれません。しかし、これは日本語習得のためにデザインされた日本語教育のシラバスというよりは、社会での様々な活動の、その都度のニーズに応じて、参照して用を足す、社会生活マニュアル的な性格があるのではないのでしょうか。

マニュアル的な日本語も必要な部分はあると思いますが、それだけが本来日本語教育が担うべき役割ではないのではないのでしょうか。Can-doシラバスが、他の、より発展的な日本語習得を阻害することにならなければいいと切に願わざるを得ません。

## 現状

### データ

- 在留外国人数 (令和2年6月現在)  
平成2年約108万人→  
令和2年約288万人
- 日本語学習者数  
平成2年約6万人→  
令和元年約27万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居  
住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)
- 法務省告示日本語教育機関数  
平成2年末384機関→令和元年度末792機関

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- ①日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- ②日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- ③日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- ①日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
- ②日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
- ③新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

## (1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

## (2) 日本語教育の質の向上等

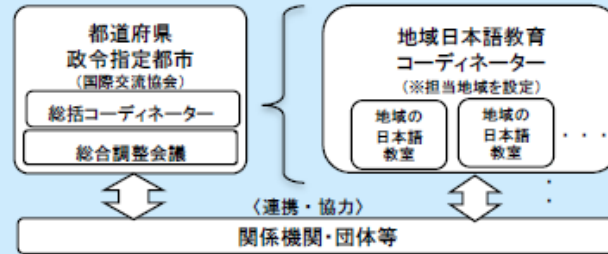
### ①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度予算額(案) 500百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



### ②日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度予算額(案) 152百万円  
(前年度予算額 147百万円)

- 日本語教室空白地域となっている市町村に対してアドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
- インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。

### ③日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度予算額(案) 99百万円  
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

### ①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度予算額(案) 200百万円 (前年度予算額 198百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。
  - ・日本語教師養成カリキュラム
  - ・現職者研修カリキュラム
- 日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等
- 日本語教師(中堅)
- 日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
- 日本語学習支援者・・・いわゆるボランティア

### ②日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度予算額(案) 32百万円(前年度予算額 17百万円)

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

### ③日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度予算額(案) 7百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

日本語教育推進法 生活者としての外国人のための日本語教育の拡充

この施策は現場まで届くのか？

現場の最前線は、それが小中学校であれボランティア教室であれ交流協会であれ確かに地域が担う。地域は、直接彼ら（生活者としての外国人）とやりとりするかあるいは当事者間の調整役となるが、これらの活動は単に人がいて金銭的裏付けがあるだけでは回らず、その組織とスタッフ双方が経験知に裏付けされた専門的な知識・技術を持ち合わせ、なおかつ対象となる定住者やその家族たちから心を許せるだけの全幅の信頼を得ていなければならない。したがって、その育成には何年にもわたる膨大な時間を要する。現在、各地で得られたさまざまな知見が文献やインターネットを通して共有されるようになってはきたが、それでも一部の先進的な地域を除けば限られたスタッフが手探りで日々の状況に対応しているのが大方の実態である。（丸山）



# 1 JSL話者をめぐる国内の動き

## 「やさしい日本語」

「やさしい日本語」や、can-do参照枠を、行政の都合、結局は行政の側の期待する行動をとるために必要な情報だけを伝える「問題回避ツール」として利用し、「あなたはこれだけしか日本語が分からないのだから、このことだけわかればいいですよ。」というニュアンスで用いるとしたら、それは、(あくまで非常時対応や短期滞在者のサバイバル日本語ならまだしも)、「対話」ではなく「伝達」のためのツールでしかなく、JSL話者を本当に日本社会の一員として受け入れようという態度とはかけ離れてはいないでしょうか。

なお、やさしい日本語をめぐる状況や課題については、永田高志による、『「やさしい日本語」は在留外国人にとって「やさしい」のか?』において、非常に綿密かつ立体的な検証がなされており、ぜひ一読されることをお勧めします。

## 2 JSL話者とはだれのこと？

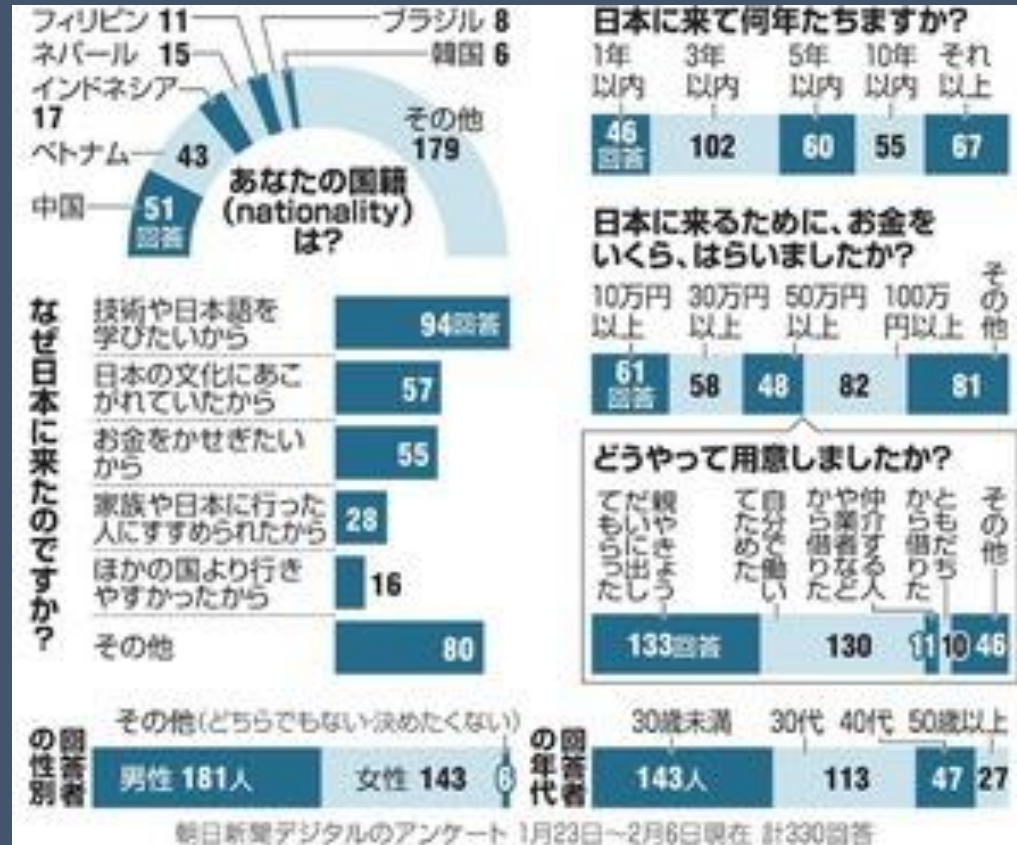
JSL話者と言っても、必ずしも日本語を「話さない話者」もここには含まれます。あくまでも日本語を第2言語として使わなければ社会参画できないという境遇にある日本語非母語話者のことをそう呼んでいるに過ぎません。文化庁は「生活者としての外国人」という呼称を従来から好んで使っています。いうまでもなく、これは外国人（労働者）も「生活するための日本語」を学ばなければならないという点に着目したネーミングなのだと思います。

しかし外国人も日本人も、「生活者」でない人は、恐らくは存在しえないとしたら、これは「人間としての外国人」と読み替えてもいいのかもしれませんが。

日本語教育推進法案では包括的に「外国人等」という呼称を用いています。この「外国人等」の、「外国人」の部分と同時に「等」の部分にも様々な属性の人々が存在することを忘れてはいけません。

## 2 JSL話者とはだれのこと？

コロナ禍で、状況が不透明になってはいますが、日本で学んだり働いたりする外国人は今後も間違いなく増えていくでしょう。日本に住む外国人は260万人を超え、働く外国人は146万人います。

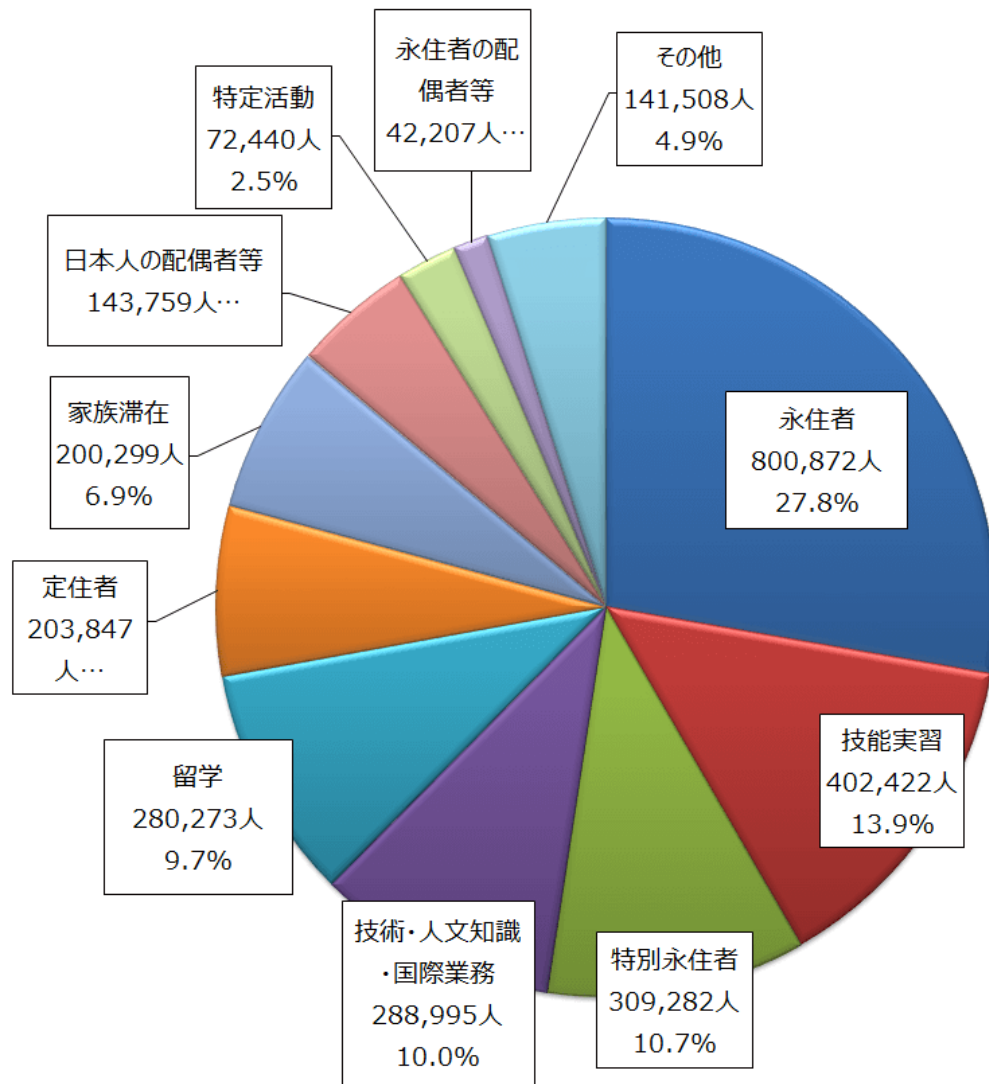


朝日新聞デジタル フォーラム  
＜みんなのニッポン？＞2019. 2～3月より

## 2 JSL話者とはだれのこと？

在留資格別のカテゴリー

【第2-2図】 在留外国人の構成比（在留資格別）（令和2年6月末）



2021年6月末での特定技能1号における在留外国人数は29,144人で全在留外国人数の1%。

## 2 JSL話者とはだれのこと？

日本語教育推進法で、国内の日本語教育の拡充の対象者としては・・・

幼児・児童・生徒、留学生、被雇用者、難民の四者をあげているが、難民がこうした形で同列に取り上げられるのはほぼ初めてといってよい。

さらに、被雇用者は一般的な就労者のみならず、就職希望留学生・技能実習生・定住者について項目立てて述べている。その後には、国が地域における拡充施策を講ずるものとしている。子ども・留学生・労働者・地域と、機会拡充の対象とされたものは現在の国内の日本語教育が直面しているもの全般に及んでいる。(丸山敬介2019)

## 2 JSL話者とはだれのこと？

### 現場カテゴリー

高度人材・技人国  
JSL児童→就学児/未就学児童  
配偶者  
家族滞在  
日本人の配偶者(外国人花嫁)  
技能実習生  
留学生  
偽留学生  
永住者と特別永住者  
日系人  
配偶者  
特定技能  
難民  
難民申請者  
不法滞在者

この中で正式に？日本語を学習しているのは？

## 2 JSL話者とはだれのこと？

「日本語教育の推進に関する法律」2019年6月

日本に住み将来の夢や希望をかなえようと思っても、いやおうなく社会の弱者に追いやられる外国人は少なくない。たまたま近くに日本人がいて助けてくれることもあるが、そういう人がおらず同国人同士で固まっているだけのことも多い。そうなってしまう大きな原因の一つを日本語能力の不足とするのには異論あるまい。日本語を伸ばすのは、結局は本人の意欲や努力の問題である。しかし、さまざまな理由でその意欲を持ちえず努力しようにもしきれない現実がある。推進法では、その理由を家庭や学校や職場に押し付けず公の責任であるとし、なおかつ、その旨人々に知らしめるとしたのである。（丸山敬介2019）

## 2 JSL話者とはだれのこと？

留学生30万人計画は教育政策というより、産業政策だったのではないのでしょうか。少子化で学生が減るなか、留学生の受け入れによって日本の教育機関は生き延びています。高度人材の育成が目的なら、奨学金を得た人たちが卒業後も日本で活躍できる仕組みが必要でしたが、優秀な人ほど日本で学位取得後、賃金の高い欧米に移ったように思います。

長年ネパールで暮らした縁もあり、留学生の相談にのっています。当初の目的があいまいでも、良き出会いがあって本人も努力し、大学院まで進む人もいます。

一方で、家族に送金するためのアルバイトに追われ、日本語が上達しないまま、帰国の決断ができない人も少なくありません。夢を抱いて来日したのに、何も成し遂げられていないことが滞在を長期化させています。「デカセギ留学生」とレッテルを貼って、彼らの側だけに問題があるように考えるのは間違っています。来日後に日本語をゼロから学ぶことを前提にした「留学」ビザは出さない制度にすべきでしょう。

田中雅子・上智大教授（国際協力論）



## 2 JSL話者とはだれのこと？

### JSL話者をめぐる暗い話題

- 外国人がいると不安…外国人犯罪神話  
外国人が増えると治安が悪くなるという言説  
犯罪統計のからくり…  
制度が生み出す犯罪…違反と犯罪のボーダーは？
- 入管行政の闇
- 技能実習生の闇
- 不法就労→不法滞在者
- ニセ留学生 (本人は「ニセ」とも、「留学生」とも思っていない？  
… 労働者の資格がない(資格外)労働者に頼る国というよじれ



## 2 JSL話者とはだれのこと？

文化庁は「生活者」としての外国人の対立項として、「学習者」というカテゴリーをたてています。しかし、生活者の中には学習者も含まれるはずですから、むしろ「学習者/非学習者」という対立項のほうがわかりやすいかもしれません。いうまでもなく、日本語教育は、“開闢以来”、学習者を前提として行われてきました。しかし、日本にいる日本語非母語話者は、すべて「学習者」であるとは限りません。彼らが「非学習者」である理由は、①学習環境がない、②金銭的余裕がない、③時間的余裕がない、④周囲の理解、後押しがない、⑤学習情報へのアクセス方法／機会がない、⑥教室へのアクセサビリティ／交通手段がない、⑦学習道具／手段／場所がないなど様々です。多くの場合、これらのいくつかの理由が重なって学習を断念するしかない状況にあるのでしょう。また、学習レディネスの無い人々や学習意欲がない人々も「定住者」だけでなく、「留学生」の中にもいます。また、学齢期にある不登校児の問題は、まさに大きな課題となっています。

## 2 JSL話者とはだれのこと？

それなのに、これまで見てきたように、すべての日本語教育や多文化共生に関わる施策は、学習者のためにデザインされています。我々は日本語教師だから、非学習者については知らないよ・・・でいいんでしょうか。日本語教育の水準の向上などということの他に、何が求められているのかということも、考える必要があるのではないのでしょうか。

こうした非学習者の存在を認知した上で、これらの「非学習者」にとっての夢、日本に来た目的、理由、または日本に生を得たことの意味は何なんだろう。そしてそれらと、今彼らの前にある現実はどの程度、あるいはどのように齟齬しているのか。我々はいかにして、彼らの思いによりそうことができるのか。こうしたことも、考えていかなければならないのではないのでしょうか。

## 2 JSL話者とはだれのこと？

### 自問タイム

1. あなたは海外に滞在時、その国の言葉を学習していますか/いましたか？
2. している/していたと答えられた方→学習の目的は何ですか/何でしたか。  
していない/しなかったと答えられた方→なぜしない/しなかったのですか。



### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

地域の中に増えてきている定住外国人の受け入れは、一言で言えば、同化要請が基調となっている。例えば、日本語や日本文化が分からない外国人は日本社会で不利益を受けても仕方がないという風潮がある。これは、基本的には「郷に入れば郷に従え」と、日本語・日本文化への同化を求めるものである。

多くの日本語教師は、自分が相対する外国人が教室の外に出たとき日本人に誤解を与えたりその結果不利益を被ったりしないように、「日本の常識」や日本人に好感を持たれる話し方を工夫して教え、そのマスターを期待する。このような”善意にあふれた“日本語教師や日本語ボランティアによる日本語教育を受けながら、多くの外国人は、この日本という社会では日本のやり方に合わせなければやっていけないことを認識し学習していくのではないだろうか。

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

この延長線上に築かれる社会は、定住外国人がいくら数の上で増加しようとも、旧来の「日本語・日本文化」の維持が自己目的的に追求される社会であり、本質的には単一言語・単一文化志向から一歩も踏み出すことができない。そして、重要な点は、そうした単一言語・単一文化志向を支えるものとして日本語教育が機能していることである。増加する定住外国人の多様な言語・文化背景の尊重のためには、同化要請にならない受け入れ方法、同化要請として機能しない日本語教育のあり方が探られなければならない。

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

## 根強い「郷に入っては」言説

問1. 日本人と外国人が共に暮らしやすい社会にするため、最も大切だと思うことを一つ選んでください

地域社会や行政が、外国から来る人たちにもっと日本の生活習慣やルールを伝える機会をつくること130票17.2%

日本人がもっと外国の文化や習慣について理解を深め、国際感覚を持つこと188票24.8%

日本人がもっと外国語を話せるようになったり、外国の人たちが日本語を学ぶ機会を設けたりするなど、言葉の壁を乗り越える努力をすること75票9.9%

日本に来る外国の人たちが、日本の文化・慣習や生活のルールを守ること303票40.0%

その他62票8.2%



### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 差別とは何か

少数者が権利を訴えることに脅威を感じた多数者が力をつぶそうとするのが差別。学校には「そういう授業は先生が韓国人やからやるのですよね」「差別意識を生まないためには教えないほうがいい」という声が寄せられます。

(在日韓国人3世 小学校教諭 李芙美)

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### マイノリティーとは何か

マイノリティーは社会によってつくられる

進路を決める際、担任の先生に「美容師になりたいから専門学校へ進む」と告げると「コミュニケーションに困るから無理だ」と言われた。どうせ何をやるにも無理って言われる。夢が吹っ切れた。そして障害者雇用枠のある会社に勤めた。(聾者のダンサー、俳優、演出家 ひろえ)

「障害の『害』が平仮名なのが嫌い。害やからよくないやろ、で平仮名にする。私からしたら、障害は本人じゃなく社会やから。平仮名に直して、勝手に消さんといてほしい」(パラアスリート 一ノ瀬メイ)

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### マイノリティーとは何か

##### マイノリティー仮説

- ①マイノリティー環境とは、固定されたものではなく、「ある朝、目覚めたら自分が社会の周縁に追いやられていた」、ということが起こる。
- ②マイノリティーであることの最大のつらさは、「自分の思いが相手に伝わらない苦しさ」である。
- ③マイノリティーは、必ずしも数的少数派のことではない
- ④マイノリティーは社会によってつくられる

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 自問タイム

1. あなたは今現在、自分がマイノリティーに属していると思いますか？
2. 「はい」と答えた方→マイノリティーであることで、いちばん困ること、つらいことは何ですか。  
「いいえ」と答えた方→過去にマイノリティーであったことがありますか。いつ、どんな状況で？

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 支援か共生か

支援？ 「支援」という言葉がいつの間にか上から目線の意味を持つようになってきていることに、最近まで気づきませんでした、よく考えると、支援のもとになった英語の”Support”の語義はもともと「下から支える」の意味だった。つまり上から目線では支援は困難。もっと、下から目線で行かないとだめでしょう。

Support: (1) …を(倒れないように)支える

*The marble columns support the cathedral.*

大理石の円柱が大聖堂を支えている

*That bench won't support four people.*

あのベンチでは4人の体重を支えきれないだろう

*Tom was supported by his friends on either side.*

トムは両側を友人に支えてもらった

ラテン語「下から支える」の意 (SUP-+portāre 「運ぶ」)

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 支援か共生か

「聴覚障害者→外国人、健聴者→日本人、聾者→〇〇人」と読み替えてみるとそのままJSL話者の置かれた状況に重なります。

もしも、健聴者が生きる社会と聾者が生きる社会にはっきりとした境界があり、お互いに関りを持たなかったら、社会で言われる「聴覚障害者」は全員、自分のことを「障害者」だと思わず、「聾者」という普通の人間として生きていたのではないだろうか。しかし、現実はそのようではなく、現実社会で生きていくためにはどうしても健聴者と共生しなければいけない。さらに、日本に住む聾者は「日本人」でもある。日本に住んで社会参加していくからには、日本語を習得し、様々な知識や技能を学び、日本文化に対する理解を深めることが必須である。(中略)日本語を習得するためには、手話等が使える健聴者に教えてもらったり交流しなければいけない。また、様々な文化に触れたり学んだりしなければいけない。(中略)聾者としてだけではなく日本人としても生きていくために。そのことが「障害」「支援」という名称で語られ、健聴者に協力を求めることになる。そして、社会は私たちのことを「聴覚障害者」と呼ぶ。健聴者が中心の社会に足を踏み入れたとたん、周りは私たちのことを異質な者と理解し、独自の方法で教育やコミュニケーションがなされる「障害者」と名付けるのである。

筑波大学附属聴覚特別支援学校3年生、奥田桂世「聾者は障害者か？」  
全国高校生読書体験記コンクール優勝者

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 必要な意識改革

- ①ボランティアの意識改革
- ②JSL話者の意識改革
- ③日本人住民の意識改革……一番時間がかかる

日本語教育推進法の「基本的方針」には「国民の理解と関心の増進」との項目があり、国が日本語教育の広報を充実させる施策を講じなければならないとしてありますが、どのようなことかについて、どのような理解を求めるのかは示されていません。

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは 支援か共生か

日本人も学び手になる

日本語を教えない「交流型授業」とか、「対等な学び」のようなスローガンは2010年代以降、地域の日本語教室で、すでに定番となっていた。だが、交流型授業は「ただのおしゃべりに終わってしまい」、「ちゃんとした日本語が身につかない」などの批判が、主に日本人ボランティア側から多く出された。星(2015)によると日本語教育学会によるボランティアの役割の定義が

日本語を教えるのではなく、「日本語での対話を楽しむこと」を定住外国人に知ってもらい、自分自身も定住外国人との対話を通して、新たな気づき、自己成長ができることを目的とする。(2011)

(ボランティアの)大切な役割は、日本語能力がまだ十分でない外国人参加者のパートナーとして、相手が伝えようとする意図を的確にくみ取り、受け入れ、同時に自分の思いや考えを相手にとって「わかりやすい日本語」で伝えることです。そして、重要な役割としては「相手と対等な人間関係を築く事」…(2014)

と微妙に変わってきた。しかしこれでは、母語話者の無意識の優位性がぬぐえず、日本人側の学びは明らかに副次的な印象がある。ここからは「対等な学び」は生まれない印象がある。



### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 支援か共生か

交流は生まれたが、共生は生まれなかった

「正しい日本語」の習得を強いる「学校型教育」では、ボランティアとJSL話者が、日本語を媒介として「支援者—学習者」という役割に固定化してしまうという批判もあって、いわゆる「交流型授業」が盛んになったわけですが、ここでも母語話者・非母語話者間の不均衡は拭えないという現実があります。

ことばの学習を主目的としない「交流型」については「活動が日本語だけで行われると、母語話者と非母語話者の力の不均衡が表面化して「平等」が実現しないばかりか、学習者の側の日本語を学びたいというニーズが犠牲にされる」という問題も提起されている。(星)

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 支援か共生か

対等の難しさ……

「共生」という言葉が持つ肯定的なイメージに対しては、多くの批判がなされている。(中略)この善なるイメージとしての共生は常にマジョリティ側、すなわち受け入れ側の日本人住民から発信される言葉であり、マジョリティの共生に対する態度が一方向的に盛り込まれ、対等性が強調されることでマイノリティの弱者性が再生産され続ける……(平野美恵子)

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 伝達か対話か

ここでいう「多文化教育」とは、「お互いの違いを尊重して、相手の立場に立って、…」という牧歌的な「多文化共生」感を超えて、現状の社会を作り上げている多種多様で複雑な社会的関係の文脈を一つ一つ読み取り、人種や民族の違いだけでなく、ジェンダー、障害の有無、宗教・信条の違いなどまで幅広く含めた「文化」の多様性を肯定的に受け止め、多文化の共生を目指して自己変容するとともに、地域や企業など自らが所属する社会をも変革する意思と能力を開発していく教育である。

(黒川美紀子)

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 伝達か対話か

野元(2001)は、フレイレが『被抑圧者の教育学』(1974)で提起した「課題提起型教育」を紹介しながら、「『日本語を学ぶこと』が『人間らしく生きること』につながる人間化のための日本語教育でなければならない」と述べている。ここでは特に地域に住む外国人住民を対象とした日本語教育の場が取り上げられており、彼らが抱える「差別」や「労働災害」「健康不安」など生活上の課題や困難、彼らが暮らす地域の課題に向き合い、こうした問題を解決していく力を身につけることを可能にする教育実践の体系化を求めている。

(黒川美紀子)

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 伝達か対話か

例えば、技能実習生には、職場のルールや仕事の手順などを理解するため（伝達）のツールとしての日本語だけではなく、職場に対する不満や、日本で暮らし続けることへの不安を語る言葉（対話）としての日本語も（こそが）必要。

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 支援か共生か

##### JSL話者の意識改革

日本人の意識改革も必要ですが、それだけでは片手落ちで、JSL話者の側の意識改革も必要。積極的に地域社会に参画しようという、意識の積極化が必要です。現状では、JSL話者の一部（コミュニケーション力高い系？）を除いては共生に対して消極的であるという現実があります。それには、日本語の壁はもとより、対等に生きることへのあきらめや、もともと共生に無関心で、同国人コミュニティに安住してしまう人々もいます。JSL話者が恐れずに、積極的に社会に参入していく気持ちを持てるようにすること、マジョリティー側からの押し付けではなく、それが可能な環境を作るというミッションもあります。

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

#### 支援か共生か

##### JSL話者の意識改革

「多文化の現場でよくある問題は外国人が受け身的になっていること。いかに国籍を超えて地域住民としての連帯感を作るかが、芝園団地の課題です。祭りの準備でも片付けでも、役割分担で外国人を排除してはいけないと思います。外国人も地域住民としての責任を避けてはいけないでしょう。共に生きる『場所』から共通するアイデンティティーが誕生できることを期待しています」(東京都・大学院生 王曉音さん 31歳)

みんなでの議論が唯一の改善策と考えます。人種や差別について話すことをためらわないでほしい。自らの体験を話し、他人の意見に耳を傾け、反対側の意見も知る。そこで前に進む方法をみんな考えていくべきです。(中略)賛成できなくてもいいんです。自分の意見を言い、他者の意見を聞く。その繰り返しがとても大事だ  
(海外にルーツを持つアスリートたちの証言)





## 4 欠けているピースは何か ボランティア革命!

行政の意識が変わっても、現場が動かなければ何も変わりません。そもそも行政の意識の変化がどのように現場に伝わるのでしょうか。国から自治体へ自治体から企業へ。さて、その先は?おそらく、国や自治体から日本語コーディネーターが派遣されることになるでしょう。しかしコーディネーターは現場に常駐して、日夜現場の多文化化をリードする役割ではありません。おそらくコーディネーターは各自治体1名~数名の派遣になるでしょう。各市町に1名派遣という状況はまず無理ではないでしょうか。であれば各市町の現場でJSL話者双方に寄り添う役割はだれが担うのでしょうか。その答えは、もちろんボランティアです。

行政からトップダウンの施策だけでは成し遂げられないことがあります。最も明示的な例として、震災後の復興支援ボランティアを考えてみましょう。ボランティア無しで復興などはありません。同様に、地域の多文化化にもボランティアの力は必須です。

## 4 欠けているピースは何か

### ボランティア革命!

ここで、ボランティアが「地域の日本語教育を担う人々」であるという考え方をリセットしてはどうでしょう。ボランティアの活動から「日本語教育」という文脈をいったん外してみてもどうでしょうか。ボランティアはボランティア、好きな時、好きな時間に、自分の得意なことで貢献し、自分のできないことはやらない。でも、彼らには彼らの担うべき大きな役割があります。

ボランティアがプロの日本語教師になろうとするのではなく、「ボランティアのプロ」として地域共生に貢献できるような世界を考えてみませんか。ボランティアに日本語教育の方法や周辺知識を学んでもらうのはもちろん問題ありませんが、ボランティア研修は、ボランティアを日本語の専門家に育て上げるのではなくて、彼らの得意な分野、専門知識、人生観、共生意識をいかに外国から来た人にも伝えるか、その伝え方を学んでもらったらいいと思います。

### 3 日本語教育における「対等な関係」とは

## ボランティア革命!

#### 金子郁容によるボランティアの定義

ボランティアとはあるきっかけで直接または間接に接触するようになった人が、何らかの困難に直面していると感じたとき、その状況を「他人の問題」として自分から切り離れたものとはみなさず、自分も困難を抱える一人としてその人に結びついているという「かかわり方」をし、その状況を改善すべく働きかけ「つながり」をつけようと行動する人である。

(星2015より)

## 4 欠けているピースは何か

地域の日本語教育では、（中略）学習者の身近な日常の中に、対等なパートナーとしての日本人との活動とコミュニケーションの場を形成し、そこで行われる社会的実践を通して、日本人と外国人の新たな対等な関係性を創造し、併せて日本人側も変容を遂げ、外国人にも日本語力の変化も含めたコミュニティのメンバーとしての新しいアイデンティティを創造しようという提案がなされている。ここに至って、日本語教育者は、教室を飛び出して、多文化共生社会を生きる人を創る社会的実践の編成に携わることになるのである。（西口光一）

## 4 欠けているピースは何か

状況的学習論の観点から見ると、日本語教育で創るべきものは、「日本語がよくできる(日本語非母語話者の)わたし」という熟練のアイデンティティである。この熟練のアイデンティティには、「その人が自分らしい自己実現をするために必要な日本語ができること」とともに、「行動する場面の特性やその背景を知っていること」、そして「わたしは日本語がよくできる日本語非母語話者である」という自己認識が含まれる。そして、日本語教育とは、そうした熟練のアイデンティティを形成するような、学習のためのリソースが巧みに構造化された「学びの経験」を編成することである、と見るのである。その際に、実際の活動の中で、「同輩」や「先輩」あるいは「親方」または「教師」から提供される「介添え」(scaffolding, wood et al. (1976))が、実践の場に構造化された重要な学習のためのリソースとなることは言うまでもない。

(西口光一1999)

## 4 欠けているピースは何か

地域の日本語教室には、外国人参加者の学習支援に直接かかわる日本語ボランティアと、彼らと行政を結ぶ役割を果たすコーディネーターが関わっている。日本語ボランティアには日本語教育の専門性が求められないのに対し、コーディネーターは日本語教育の専門家が担っていることが多い。このように教室内外で教師の役割が分けられている。

実践現場に応じた企画を立案し、様々な関係者の間でつなぎ役となることでネットワークを拡充させ、教室運営を円滑に展開する教室外の役割としてのコーディネーターの重要性は、これまで強く論じられてきた。(中略)一方、教室内で求められる教師の役割や専門性に関する議論は管見の限り多くない。(中略)地域の日本語教室における現状では、日本語ボランティアが教師のような進行と参加者の役割を担っていることが多いが、岡崎(2002,2007)の論考では、対話を進行する教師と参加者は分けられており、いずれも日本人・外国人が含まれることを前提としている。(平野美恵子)

## 4 欠けているピースは何か

**調整者(コーディネーター)**:調整者は日本人・外国人が対話を持ち、学びあい、自己変容、そして社会変革が生起する場を設定するために、関係者や関係機関に働きかける役割である。(中略)単一言語・単一社会における「郷に入れば郷に従え」という観念が根強く残る現状においては、日本人に学び手としての参加を求め、なぜ共生に向けた外国人住民との協働と対話が必要なのかを、明瞭に説明しなければならない。

**触媒者(ファシリテーター)**:触媒者は日本人・外国人間の対話の深化を促し、双方の学びを実現することを役割とする。(中略)触媒者には、対話と学びのプロセスにおいて日本人・外国人間が非対称にならずに対等であることを確認しながら、各人(特に外国人住民)が十全に対話に参加できることを促進する能力が求められる。

**代弁者(アドヴォケーター)**:代弁者は、受け入れ側に対し参入側の立場を説明したり、擁護する役割を果たす。日本人住民が外国人住民の問題を他人事のように捉えるのではなく、自身も社会を構成する当事者として考えていくよう促すのが代弁者の任務である。

## 4 欠けているピースは何か

ここで、調整者、触媒者、代弁者としての教師の役割を支える物は何か考えてみたい。(中略)教師が多文化社会を生きる一人の人間として人々の差異を受け入れ、自己・他者・環境のつながりを深く理解しようとする姿勢を持つこと(中略)が肝要だとしている。言いかえれば、日本人・外国人住民の対話の場を創造するよう調整し、対話において触媒・代弁者の役割を担うために、教師は先に述べた共生の理念を理解し、教師自身が共生を目指す社会構成員の一人として言語文化背景が多様な人々との対話を持ち、それを通じて学び続ける存在でなければならないのである。(平野美恵子2011)



## 4 欠けているピースは何か

### JSL話者自身が日本語教育を担うシステム

学び手としての教師の素地を形成するためには、岡崎(2007)の例に見るように、言語文化背景が多様なものがともに実践に従事することが求められよう。つまり、日本語教師を日本人の特権的な職業とするのではなく、外国人が日本語教育の担い手として積極的に参与することを促す教員養成の整備が望まれる。多文化社会を構成する言語文化背景が多様な人々が、ともに共生の理念と実践の往還に従事することで、漸進的な共生への道を歩むことが可能になると考えられる。また、共生日本語教育における外国人教師は、学習者のロールモデル、通訳、あるいは相談相手などのような母語話者教師の副次的役割を担う存在を超え、対話の課程で非母語話者参加者の気持ちを代弁して議論を促し、母語話者参加者に内省を迫るなどの主体的役割を担うことが期待される。(平野美恵子2011)



## 5 「海外日本語教師」にできること

海外日本語教育学会の会員の皆様の中には、今日お話ししたことを理解してくださる方が—少なくとも一緒に考えるべきテーマとして妥当だと感じてくださる方が—多いのではと思います。私の見解自体には批判的な見方を持たれる方もおられるかもしれませんが、少なくとも皆さんは、私と同様な関心をもたれているのではないのでしょうか。それはおそらく、私たちが海外と日本国内の両方で、日本語学習者や、学習しないJSL環境にいる人々と接した経験という共通のバックグラウンドがあるからではないのでしょうか。

学習者（非学習者も）を理解することについて、佐久間先生の書かれた文章を次に引用させていただきます。

## 5 「海外日本語教師」にできること

日本語教育が日本国内の国語教育や英語教育と異なる点のひとつは、ほとんどの場合、対象が外国人だということである。すなわち、日本語教師という職業は、ほかの多くの仕事と比べても、外国人と向き合う時間が非常に多く、外国人を深く理解することが仕事の質を決める職業と思われてもおかしくないと思うのだが、日本国内での日本語教育に携わっている日本人は、“本質的なところ”で外国人をしっかりと理解できているだろうか。“本質的なところ”というのは、日本国内の外国人の多くは、自分の国を離れ、他国（日本）で、マイノリティーとして暮らしているということである。多くの外国人は家族や恋人や友人と別れて日本で暮らし、言葉の不自由に加え、文化や習慣の違いで戸惑いつつ毎日を送っているかもしれない。自分の国では生まれてから味わったこともない孤独、苦勞、不愉快な思い、ときには差別的な待遇を受けたりしているかもしれない。日本語学習に集中できないほど深刻な問題を抱えた外国人も少なくない。外国語教育の世界でも“学習者中心”というようなことが言われはじめて、すでに40年ほどになる。しかし、“中心”にしたくても、残念ながら、“学習者”を十分に理解できていない現実があるように思う。“学習者”の立場を少しでも深く理解するための最も期待できるひとつの方法は、極端な経験主義は別として、私たちが同様の立場を経験することだろう。

「グローバル人材」の育成はオールジャパンで—青年海外協力隊事業をめぐる杞憂と夢想  
佐久間 勝彦

## 5 「海外日本語教師」にできること

### 海外日本語教師の役割

海外に出て日本語を教え、同時にその国で非母語話者として生活した経験、そして日本に帰って来て、日本社会でマイノリティーに押しやられているJSL話者に接するという、いわば両側の現場、両側の思いを知っている私たちは、佐久間先生の投げられた「学習者（非学習者も）を本質的なところで理解する」ための条件をすでに兼ね備えていると思います。皆さんに特にご異存がなければ、このような私たちのような教師を「海外日本語教師」とよびたいと思います。そして私たちの、この「両側を知っている」という特性は、これから日本国内の、本当の意味での多文化共生の推進に十全に生かせると思います。

## 5 「海外日本語教師」にできること

### 自問タイム

1. 海外を知る日本語教師であるあなたは、海外体験の無い日本語教師には無いものを自分は持っていると考えますか。それは何ですか。
2. それを今、日本で困っているJSL話者のために役立てることができるとしたら、どんなことをしたいと思いますか。

# 5 「海外日本語教師」にできること

## 海外日本語教師のCan-doを考えてみよう

共生日本語教育において期待される役割

例えば・・・

- 1ー外国人を受け入れるかどうかではなく、もう共生が始まっていること・・・を日本の人々に伝える役割
- 2ー外国人住民の側の意識を共生に向けて変えていく役割
- 3ーボランティアのを共生の担い手のプロフェッショナルに変えていく役割
- 4ー共生日本語の現場での「調整者」、「触媒者」、「代弁者」の役割を担う
- 5ー非母語話者、またはマイノリティーの視点から「やさしい(易しい/優しい)日本語」を考える

## 0 おわりに

実は、今日お話ししたくて、できなかったこともたくさんあります。以下に参照文献リソースのリストを出しておきます。どれもインターネットで簡単にアクセスできるものばかりです。もうすでにご存じのものも、少なくないと思いますが、これらの文献をお読みになって、あるいは今日お話ししたことから発展して、様々なご意見やご提案が出てくるといいなと思います。くどいようですが、後ほど第3部でご案内するKGNKフォーラムの場で、様々な意見交換ができればいいなと思います。

長い間、お聞きいただきありがとうございました。